

(9) 検査料

平成3年7月6日実施
(社) 日本海事検定協会
TEL 331-0331

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

種 目	基 準	金額(単位円)
1. 船体又は属具現状 検査	総トン数 3,000 トン以下 (船体及び属具それぞれにつき)	68,000
	3,000 トンを超えるトン数に対しては 1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときはその程度によ り 8 割以内を割増します。	4,400
2. 船体又は機関の損 傷原因又は状態検査	総トン数 3,000 トン以下 (船体及び機関それぞれにつき)	68,000
	3,000 トンを超えるトン数に対しては 1,000 トン以下を増すごとに	4,400
	(1) 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し 受けます。	
	(2) 損傷程度大なるとき、又は特に手数を要し たときはその程度により 8 割以内を割増しま す。	
	(3) 修繕費の算定を併せ申込みを受けたときは 次の料金を加算します。	
	修繕費算定額	
	600 万円以下	79,000
	600 万円を超え 1,000 万円まで	105,000
	1,000 万円を超え 2,000 万円まで	143,000
	2,000 万円を超え 3,000 万円まで	182,000
	3,000 万円を超えるものについては	220,000
3. はしけの損害検査 及び遭難原因鑑定	1 隻につき ただし、特に手数を要したときはその程度によ り 8 割以内を割増します。	68,000
4. 荷役用具類の損傷 原因及び損害の調査 鑑定	1 件につき ただし、特に手数を要したときはその程度によ り 8 割以内を割増します。	68,000
5. 船内燃料及び清水 数量検定	(1) 油 量 検 定 : 1 槽につき	9,300
	(2) 清水数量検定 : "	6,300
	ただし、最低料金 1 隻につき	47,000

種 目	基 準	金額(単位円)
6. シフチングボード の施設検査	2倉以下	34,500
	3倉目から1倉につき	9,600
7. 船体堪航性検査	ただし、特に手数を要したときはその程度により8割以内を割増します。	
	総トン数 1,000 トン以下	76,000
8. 回 航 検 査	1,000 トンを超えるトン数に対しては	
	1,000 トン以下を増すごとに	9,000
	ただし、特に手数を要したときはその程度により8割以内を割増します。	
	被曳船 1隻につき	
	(イ) 全長 50メートル未満	97,000
	(ロ) 全長 50メートル以上 85メートル未満	139,000
	(ハ) 全長 85メートル以上 100メートル未満	185,000
	(ニ) 全長 100メートル以上	230,000
	50メートル未満の浚渫船、起重機船等は(ロ)の料金を申し受けます。	
	曳航距離	
150海里以上 500海里未満	5割増	
500海里以上 1,500海里未満	10割増	
1,500海里以上 2,500海里未満	15割増	
2,500海里以上 5,000海里未満	20割増	
5,000海里以上	30割増	
ただし、特に手数を要したときはその程度により上記合計金額の8割以内を割増します。なお、次の事項については上記料金にかかわらず別途委託者と協議します。		
(1) 発電バージ、オイルリグ、フローティングドック等の特殊物件		
(2) 自力回航検査		
9. 船舶受渡時の検査	総トン数 3,000 トン以下の船舶	110,000
	総トン数 3,000 トンを超え 5,000 トンまでの船舶	141,000
	〃 5,000 トンを超え 7,500 トンまでの船舶	165,000
	〃 7,500 トンを超え 10,000 トンまでの船舶	184,000
	〃 10,000 トンを超え 12,500 トンまでの船舶	204,000
	〃 12,500 トンを超え 15,000 トンまでの船舶	225,000
	〃 15,000 トンを超え 17,500 トンまでの船舶	243,000
〃 17,500 トンを超え 20,000 トンまでの船舶	263,000	

種 目	基 準	金額(単位円)
	総トン数 20,000 トンを超え 25,000 トンまでの船舶	271,000
	〃 25,000 トンを超え 30,000 トンまでの船舶	293,000
	〃 30,000 トンを超え 35,000 トンまでの船舶	316,000
	〃 35,000 トンを超え 40,000 トンまでの船舶	339,000
	〃 40,000 トンを超え 45,000 トンまでの船舶	359,000
	〃 45,000 トンを越え 50,000 トンまでの船舶	383,000
	〃 50,000 トンを超える船舶については 10,000 トン以下を増すごとに	24,000
	ただし、残油水の検査を同時に行った場合、5 槽までは上記料金に含まれるものとし、 6 槽目から 1 槽につき を加算します。 修繕費の算定を併せ申し込みを受けたときは種 目 2. (3)の料金を申し受けます。	3,500
10. 船倉内の容積検査		
(1) 倉内積荷占有容積	1 倉につき検定量 100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては 10 トン以下を増すごとに	10,600 160
	ただし、(イ)仕向港別検定の場合は 5 割増とし ます。 (ロ)最低料金 1 隻につき	65,000
(2) 倉内空積	4 区画以下	65,000
	5 区画目から 1 区画につき	5,000
11. 船倉の清掃検査	2 倉以下	65,000
	3 倉目から 1 倉につき	13,500
	ただし、特に手数を要したときはその程度によ り 8 割以内を割増します。	
12. 船 価 鑑 定		
	1 隻につき (イ) はしけ	65,000
	ただし、特殊はしけは(ニ)作業船等の料金を適 用します。 (ロ) $\left\{ \begin{array}{l} \text{機 帆 船} \\ \text{汽 艇} \\ \text{油槽はしけ} \end{array} \right\}$	83,000

種 目	基 準	金額(単位円)				
13. はしけ、機帆船の 載貨重量測度又は 測度標示	(ハ) 汽 船					
	総トン数 100 トン以下	108,000				
	〃 100 トンを超え 3,000 トンまで	132,000				
	〃 3,000 トンを超え 5,000 トンまで	201,000				
	〃 5,000 トンを超え 10,000 トンまで	303,000				
	〃 10,000 トンを超え 50,000 トンまで	350,000				
	〃 50,000 トンを超えるもの	415,000				
	(ニ) 作業船等	185,000				
	(ホ) 漁 船					
	総トン数 100 トン以下	127,000				
	〃 100 トンを超え 1,000 トンまで	162,000				
	〃 1,000 トンを超えるもの	198,000				
	ただし、特に手数を要したときはその程度により 8割以内を割増します。					
載貨重量トン数 100 トン以下	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>はしけ</td> <td>32,000</td> </tr> <tr> <td>機帆船</td> <td>40,000</td> </tr> </table>	{	はしけ	32,000	機帆船	40,000
{	はしけ		32,000			
	機帆船	40,000				
100 トンを超えるトン数に対しては						
10 トン以下を増すごとに	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>はしけ</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>機帆船</td> <td>3,900</td> </tr> </table>	{	はしけ	2,900	機帆船	3,900
{	はしけ		2,900			
	機帆船	3,900				
ただし、測度と測度標示を同時に行った場合は 3割増とします。						
14. タ ン ク 計 測 (1) 通 常 計 測	(イ) 陸上油槽					
	油槽容量					
	500 キロリットル以下	200,000				
	500 キロリットルを超え 1,000 キロリットルまで	220,000				
	1,000 キロリットルを超え 5,000 キロリットルまで	340,000				
	5,000 キロリットルを超え 10,000 キロリットルまで	450,000				
	10,000 キロリットルを超え 20,000 キロリットルまで	520,000				
	20,000 キロリットルを超え 30,000 キロリットルまで	560,000				
	30,000 キロリットルを超え 40,000 キロリットルまで	580,000				
	40,000 キロリットルを超え 50,000 キロリットルまで	630,000				
	50,000 キロリットルを超え 75,000 キロリットルまで	650,000				
	75,000 キロリットルを超え 100,000 キロリットルまで	690,000				
	100,000 キロリットルを超え 150,000 キロリットルまで	700,000				
	150,000 キロリットル以上	720,000				

種 目	基 準	金額(単位円)																																																
<p>(2) 特殊計測</p> <p>15.陸上油槽の液量検 定並びに検査</p> <p>(1) 液量検定</p>	<p>(ロ)特殊型輸送 球型タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化 ガスタンク（冷凍型）の場合、(イ)の5割増と します。</p> <p>(ハ)油槽船（油槽はしけを含む） 1槽又は1区画の容量</p> <table border="0"> <tr><td>100キロリットル以下</td><td></td><td>110,000</td></tr> <tr><td>100キロリットルを超え</td><td>200キロリットルまで</td><td>150,000</td></tr> <tr><td>200キロリットルを超え</td><td>300キロリットルまで</td><td>180,000</td></tr> <tr><td>300キロリットルを超え</td><td>400キロリットルまで</td><td>200,000</td></tr> <tr><td>400キロリットルを超え</td><td>500キロリットルまで</td><td>220,000</td></tr> <tr><td>500キロリットルを超え</td><td>750キロリットルまで</td><td>240,000</td></tr> <tr><td>750キロリットルを超え</td><td>1,000キロリットルまで</td><td>260,000</td></tr> <tr><td>1,000キロリットルを超え</td><td>1,500キロリットルまで</td><td>270,000</td></tr> <tr><td>1,500キロリットルを超え</td><td>2,000キロリットルまで</td><td>280,000</td></tr> <tr><td>2,000キロリットルを超え</td><td>3,000キロリットルまで</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>3,000キロリットルを超え</td><td>4,000キロリットルまで</td><td>310,000</td></tr> <tr><td>4,000キロリットルを超え</td><td>5,000キロリットルまで</td><td>320,000</td></tr> <tr><td>5,000キロリットルを超え</td><td>7,500キロリットルまで</td><td>330,000</td></tr> <tr><td>7,500キロリットルを超え</td><td>10,000キロリットルまで</td><td>350,000</td></tr> <tr><td>10,000キロリットルを超え</td><td>15,000キロリットルまで</td><td>370,000</td></tr> <tr><td>15,000キロリットル以上</td><td></td><td>390,000</td></tr> </table>	100キロリットル以下		110,000	100キロリットルを超え	200キロリットルまで	150,000	200キロリットルを超え	300キロリットルまで	180,000	300キロリットルを超え	400キロリットルまで	200,000	400キロリットルを超え	500キロリットルまで	220,000	500キロリットルを超え	750キロリットルまで	240,000	750キロリットルを超え	1,000キロリットルまで	260,000	1,000キロリットルを超え	1,500キロリットルまで	270,000	1,500キロリットルを超え	2,000キロリットルまで	280,000	2,000キロリットルを超え	3,000キロリットルまで	300,000	3,000キロリットルを超え	4,000キロリットルまで	310,000	4,000キロリットルを超え	5,000キロリットルまで	320,000	5,000キロリットルを超え	7,500キロリットルまで	330,000	7,500キロリットルを超え	10,000キロリットルまで	350,000	10,000キロリットルを超え	15,000キロリットルまで	370,000	15,000キロリットル以上		390,000	
	100キロリットル以下		110,000																																															
	100キロリットルを超え	200キロリットルまで	150,000																																															
	200キロリットルを超え	300キロリットルまで	180,000																																															
	300キロリットルを超え	400キロリットルまで	200,000																																															
	400キロリットルを超え	500キロリットルまで	220,000																																															
	500キロリットルを超え	750キロリットルまで	240,000																																															
	750キロリットルを超え	1,000キロリットルまで	260,000																																															
	1,000キロリットルを超え	1,500キロリットルまで	270,000																																															
	1,500キロリットルを超え	2,000キロリットルまで	280,000																																															
	2,000キロリットルを超え	3,000キロリットルまで	300,000																																															
	3,000キロリットルを超え	4,000キロリットルまで	310,000																																															
	4,000キロリットルを超え	5,000キロリットルまで	320,000																																															
	5,000キロリットルを超え	7,500キロリットルまで	330,000																																															
	7,500キロリットルを超え	10,000キロリットルまで	350,000																																															
	10,000キロリットルを超え	15,000キロリットルまで	370,000																																															
	15,000キロリットル以上		390,000																																															
	<p>ただし、計測に特に手数を要したときはその程 度により8割増します。</p>																																																	
	<p>特殊な器具を使用して計測する場合、上記(イ)、 (ロ)については、(イ)の料金の10割増以上(ハ)につ いては、(ハ)の10割増以上とします。</p>																																																	
	<p>(イ) 1槽の検定量につき</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>原油及び重油</td> <td>1キロリットル</td> <td>6.50</td> </tr> <tr> <td>鉱油(上記以外)</td> <td>1キロリットル</td> <td>11.30</td> </tr> <tr> <td>動植物油、科学製品類及び液化ガス</td> <td>1トン</td> <td>26.30</td> </tr> </table>	{	原油及び重油	1キロリットル	6.50	鉱油(上記以外)	1キロリットル	11.30	動植物油、科学製品類及び液化ガス	1トン	26.30																																							
	{		原油及び重油	1キロリットル	6.50																																													
			鉱油(上記以外)	1キロリットル	11.30																																													
		動植物油、科学製品類及び液化ガス	1トン	26.30																																														
<p>ただし、(1)鉱油（原油及び重油を含む）につ いては 5,000キロリットルを超え10,000キロリットル までについては5,000キロリットルを超えるキ ロリットルに対し 上記料金の2割引</p>																																																		

種 目	基 準	金額(単位円)
	<p>10,000 キロリットルを超え 20,000 キロリットルについては 10,000 キロリットルを超えるキロリットル数に対し、上記料金の 4 割引、20,000 キロリットルを超えるキロリットル数については、上記料金の 6 割引</p> <p>(2) 化学成品類及び液化ガスについては 5,000 トンを超え 10,000 トンまでについては 5,000 トンを超えるトン数に対し 上記料金の 2 割引</p> <p>10,000 トンを超え 20,000 トンまでについては 10,000 トンを超えるトン数に対し 上記料金の 4 割引</p> <p>20,000 トンを超えるトン数については 上記料金の 6 割引</p> <p>(3) 最低料金</p> <p>(ロ) 危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの）は (イ) の 20 割以内を割増します。</p>	46,000
(2) 清掃検査	1 槽につき 容量 1,000 キロリットル以下	
	<ul style="list-style-type: none"> { 鉱 油 { 動植物油及び化学成品類等 	30,000
	容量 1,000 キロリットルを超えるキロリットル数に対しては 1,000 キロリットル以下を増すごとに上記料金の 3 割を加算します。	37,000
16. 貨物の現状検査	ただし、(イ) 特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。	
(1) 外装または内装	(ロ) 前荷が危険物であったときは 20 割以内を割増します。	
	検査個数 20 個以下 (外装及び内装それぞれにつき)	102,000
	20 個を超える個数に対しては 10 個以下を増すごとに	1,340
(2) 内 容 品	ただし、最低料金 検査貨物の価額の 0.7%以内とします。	61,000
	ただし、最低料金	61,000
(3) 裸かさ高品、重量品、車両（輸出自動車を除く）等	検査個数 1 個につき	7,900
	ただし、最低料金	61,000

種 目	基 準	金額(単位円)
(4) 輸 出 貨 物		
(イ) 自 動 車	施検台数 100 台まで 1 台につき	1,000
	101 台目より 300 台まで "	600
	301 台目より 500 台まで "	290
	501 台以上	130
	ただし、最低料金	61,000
(ロ) 鋼 材 類	1 トンにつき	58
	ただし、最低料金	61,000
(5) 個数により難い貨物	100 トン以下	16,600
	100 トンを超えるトン数に対しては	
	10 トン以下を増すごとに	350
	ただし、最低料金	61,000
付 帯 条 件	ただし、(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	
17. 製 品 検 査	検査貨物の価格の 0.7%以内とします。	
付 帯 条 件	ただし、最低料金	76,000
	分析をした場合は分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。	
18. 原 材 料 検 査		
(1) 銑鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査	1 トンにつき	78
	ただし、最低料金	76,000
(2) 非鉄金属屑の品質又は規格検査	1 トンにつき	297
	ただし、最低料金	76,000
(3) 木材の品質又は規格検査	1 トンにつき	326
	ただし、最低料金	76,000
(4) その他の原材料の品質又は規格検査	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。	
	ただし、最低料金	76,000
付 帯 条 件	分析をした場合は分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。	
19. 見本 (試料) 採取		
(1) 鉄鉱石及び石炭類	1 トンにつき	49 以内
	ただし、最低料金	76,000
(2) 非 鉄 鉱 物	1 トンにつき	112 以内
	ただし、最低料金	76,000

種 目	基 準	金額(単位円)
(3)非 金 属 鉱 物	1トンにつき ただし、最低料金	143 以内 76,000
(4)各 種 金 属 類	1トンにつき ただし、最低料金	274 以内 76,000
(5)食 品 類 等	1トンにつき ただし、最低料金	141 以内 76,000
(6)液 体 貨 物 (L.P.G.等を含む)	(イ) 船舶油槽：1槽につき ただし、同時に3槽以上にわたり採取した場合は3槽目から1槽につき 最低料金	11,100 7,600 32,000
	(ロ) 油槽はしけ：1槽につき ただし、同時に3槽以上にわたり採取した場合は3槽目から1槽につき 最低料金	6,100 4,500 26,000
	(ハ) 陸上油槽：1槽につき ただし、同時に2槽以上にわたり採取した場合は2槽目から1槽につき	32,000 17,600
	(ニ) 容器入：1個につき 最低料金	400 34,000
(7)その他の貨物	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000
付 帯 条 件	(イ) 特に手数を要したときは上記(1)～(7)の料金の5割増とします。 (ロ) 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの)は20割以内を割増します。 (ハ) 分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料8,000円以内を申し受けます。	
20.封印及び解封検査	(イ) 本 船：封印1個につき	860
(1)封 印 検 査	ただし、最低料金	40,000
	(ロ) はしけ、機帆船：1隻につき ただし、(1)同時に3隻以上を検査した場合は3隻目から1隻につき	14,000 8,800
	(2)最低料金	40,000
	(ハ) 上記(イ)及び(ロ)以外：封印1個につき	860
	ただし、最低料金	40,000
(2)解 封 検 査	封印検査料金の3割減とします。 ただし、最低料金	35,000

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率又は金額
作 業	(1) 半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業 毎1時間につき1人 2,433円
	(2) 深 夜 作 業	21時30分から5時までの間における作業 毎1時間につき1人 2,919円
	(3) 早 朝 作 業	5時から8時30分までの間における作業、ただ し深夜から引続きの場合は(2)によります。 毎1時間につき1人 2,433円
割	(4) 日 曜 日・ 祝 祭 日 作 業	日曜日・祝祭日における作業 (イ) 8時30分から21時30分までの間における作業 9,726円 (ロ) 21時30分から8時30分までの間における作業 11,677円
	(5) 荒 天 等 作 業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業 基本料金の1割増
増	(6) 防 波 堤 外 作 業	防波堤における作業又は著しく交通に不便な場 所における場合 基本料金の5割増以内
	(7) 冬 期 作 業	北海道地区において12月1日から翌年3月31日 までの間に作業した場合 基本料金の3割増

3. 諸 料 金

(1) 待機料金

検査のため待機した場合は次の料金を申し受けます。
毎4時間以内につき.....

(2) 検査報告書発行手数料

- (イ) 3通までは無料とし、4通目から写1枚につき.....
- (ロ) 再発行の場合は、1枚につき.....
- (ハ) サインドコピーは(イ)及び(ロ)の5割増とします。

(3) つぎの検査種目につき、検査作業日数が2日以上に 亘った場合は、2日目から基本料金の他に

1日につき.....
を申し受けます。

種 目：1. 船体又は属具現状検査

2. 船体又は機関の損傷原因又は状態検査

3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定

4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定

6. シフティングボードの施設検査

金 額
13,978円
426円
856円
21,807円

- 種 目： 7. 船体堪航性検査
 - 11. 船倉の清掃検査
 - 15. (2) 清掃検査

(4) 個別に協議して定める料金

- (イ) 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。
- (ロ) 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。
- (ハ) 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

4. 消費 税

(1) 消費税導入に伴う料金の加算

- (イ) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算した額
- (ロ) 免税となる取引には適用しません。

(2) 消費税導入に伴う料金の計算方

- (イ) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。
- (ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

II 検査別掲料金

1. 出張料金

出張して検査した場合は基本料金の他に次の出張料金を申し受けます。

- (イ) 往復に要する日数 毎1日につき……………
 ただし、出発及び帰着の日は夫々……………
- (ロ) 市地域、隣接地、特定地及び日帰地方出張は
 夫々毎1日につき……………

金 額
21,100 円
13,100 円
12,000 円
17,000 円

2. 旅 費

事業所所在地以外の地域に出張して検査を行った場合はつぎの通り旅費を申し受けます。

- (イ) 宿泊料（日当を含む）1日につき……………

- (ロ) 交通費

{	乗車賃……………	グリーン料金又は1等料金、特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。
	乗船賃……………	グリーン料金又は1等料金
	舟車賃……………	実 費

3. 検査付帯費

検定に要した通船料及びその他の付帯費は実費を申し受けます。

4. 油及び化学成品類の保管見本については処分費用として基本料金の他に試料1個につき640円を申し受けます。

5. 施検能率甚だしく不良その他で本表料金を適用し難い場合は実費を申し受けます。